

二、議 政

村 會 議 員

明治十年十一月本縣に於ては甲達第二百三十六號を以て、町村會假章程町村會議員選舉假規則を發布し町村をしてその費用の収支、共有物の處分、共同貯蓄の事を議せしめた。

全十三年四月布告第十八號を以て區長村會法を制定せられ、町村自治の基礎が始めて出來たのである。

本縣では同月甲第五十一號を以て、町村會假章程は自然消滅の旨を令達され町村會法を施行された。之によつて村會議員を選舉し、町村自治の機關を備へるに至つた。大正十四年普通選舉法の實施を経て現今に至つてゐる。

第 一 次

- 一 級 明治三十九年
- 社本豊太郎 丹羽三九郎 佐竹甚吉 服部瀧左工門 小川市兵衛 酒井惟一

- 笹山省太郎 大塚幾次郎 吉田喜右工門

二 級 全

- 社本伊右工門 社本庫市郎 鈴木芳太郎 野田壽平 水野伊兵衛 近藤貞左工門
- 仙田愛之助 酒井鉞三郎 丹羽金重

第 二 次

一 級 明治四十二年

- 丹羽三九郎 舟橋芳太郎 前田繁夫 古池彌三郎 藤田源太郎

二 級 同

- 鈴木勇七 社本庫市郎 野田正昇 仙田半兵衛 榎田吉太郎 吉田喜右工門
- 大森甚之丞

第 三 次

一 級 大正三年

- 鈴木芳太郎 社本庫市郎 丹羽三九郎 榎田吉太郎 吉田喜右工門 大塚幾次郎
- 酒井鉞三郎 仙田徳十郎 社本豊太郎

二 級 同

佐竹長三郎
 江口嘉一郎
 丹羽吉五郎
 藤田源太郎
 服部榮藏
 伊藤泰次郎

一級 同

社本伊右工門 前田繁夫 丹羽祐一 舟橋伊七郎 大塚幾次郎 小川鏡太郎
 佐竹長三郎 仙田庄兵衛 吉田喜右工門

二級 大正五年

佐藤熊市 大森甚之丞 山田健壽 酒井佐市 渡邊米次郎 田山地祐治
 丹羽矩義 江口桂次郎 藤田源太郎

第五次

一級 大正九年

社本豐太郎 酒井覺朗 服部金治 松山濱吉 丹羽祐一 長谷川鎌次郎
 仙田賢次 山田健壽 榎田吉太郎

二級 同

丹羽吉五郎 鈴木喜太郎 吉田芳太郎 水野住五郎 酒井佐市 社本吉太郎
 酒井収衛 江口嘉一郎 伊藤松太郎

第六次 選舉法改正ニヨリ一級二級ノ名稱廢止

大正十三年

仙田賢次 榎田吉太郎 丹羽祐一 長谷川鎌次郎 丹羽吉五郎 前田宮之丞
 大森濱次郎 江口嘉一郎 鈴木玉三郎 井上敏次郎 藤田源太郎 服部禰太郎
 近藤萬次郎 大竹本吉 西村一郎 近藤正隆 宇野外太郎 山田健壽
 宇野昌吾 酒井鉞三郎

第七次 昭和三年

社本仁左工門 酒井謙一 酒井倉助 舟橋重之 丹羽範治 社本吉十郎
 古池鎌三郎 酒井鐵郎 服部周吉 社本富雄 仙田淺一 廣瀬桂十郎
 前田宮之丞 榎田吉太郎 松山濱吉 山田健壽 丹羽藤兵衛 仙田嘉三郎
 大森儀三郎 社本貞三郎

第八次 昭和七年

舟橋重之 社本鎌十郎 仙田賢次 大竹節二 佐竹喜三郎 廣瀬桂十郎
 服部住吉 大森泰次郎 吉田朝雄 社本貞三郎 古池鎌三郎 酒井佐市
 前田正義 伊藤保一 伊藤賢一 宮地小兵衛 山田保次 水野住五郎

附 村會議員選舉有権者數表

級	選挙年 月日							
	明治三三、三三	明治三三、三三	大正元三、三三	大正五、三三	大正九、三三	大正三三、三三	昭和三、三三	昭和七、三三
一級	一八五	一八九	一八四	一八三	一八七	一八六	一八六	一八六
二級	七二	七〇	七九	七八	七五	七六	七六	七六
計	八六	八九	九一	九一	九二	九二	九二	九二

郡會議員

明治二十三年五月法律第三十六號を以て、始めて郡制を發布せられ、其の議員選舉方法は、郡民の直接選舉ではなく、町村會で選舉する所謂複選舉法であつた。議員は此の複選舉法によつて選出せられた人々と、大地主の互選によつて選出せられた人々との二種から成立してゐた。

明治三十二年三月十六日法律第六十五號によつて郡制を改正せられ、茲に複選舉法と大地主互選の方法は改正せられて、郡民直接選舉に改められ、町村公民であつて直接國稅參圓以上を納めるものに選舉權を附せられたが、大正十四年三月郡制廢止と共に郡會議員も自然廢止となつた。

議員配當表 (一)

町村名	明治二十四年第一回選舉	明治二十七年半數改選	明治三十年半數改選
秋津・太田	—	—	—
小口・富成	—	—	—

議員配當表 (二)

町村名	明治三十二年郡制改正ニ依リ九月選舉	明治三十六年九月改選
太田	—	—
小口	—	—
岩橋・富成	—	—

議員配當表 (三)

町村名	町村廢置分合ノ結果 明治四十年三月改選	明治四十四年三月改選	大正四年三月改選	大正八年三月改選
大町村	二	二	二	二

選舉資格者數

選舉人は明治二十四年四月一日郡制施行より、明治三十二年二月に至るまでは、町村會議員及少數の大地主でその數

が甚だ寡少であつたが、明治三十二年七月一日改正の郡制施行によつて、従来の複選舉法と大地主選舉とが廢止せられて、町村公民にして郡内直接國稅納額三圓以上のものは選舉權を有すること、なつて其の數も大いに増加した。

郡會議員

舊郡制施行時代

第一次 明治二十四年四月十四日

近藤德兵衛 小口村

酒井孫八 (大地主議員) 小口村

第二次 明治二十七年四月半數改選

丹羽三九郎 太田村

酒井孫八 (大地主議員) 小口村

第三次 明治三十年四月十五日半數改選

近藤德兵衛 小口村

酒井孫八 (大地主議員) 小口村

仙田 裁 (補選) 富成村

改正郡制施行時代

第一次 明治三十二年九月三十日

佐竹甚吉 太田村

西村金八 小口村

仙田 裁 富成村

第二次 明治三十六年九月三十日

社本佐平治 太田村

酒井惟一 小口村

社本伊右工門 (補選) 太田村

第三次 明治四十年三月八日 (町村廢置分合の結果郡會議員の定數選舉區改正に依る)

社本伊右工門 大字豊田

仙田半兵衛 大字小口

第四次 明治四十四年三月八日

社本伊右工門 大字豊田

酒井覺朗 大字小口

第五次 大正四年三月八日

仙田愛之助 大字小口
 社本豊太郎 大字豊田
 笹山多賀一(補選) 大字小口
 第六次 大正八年三月八日

社本伊右工門 大字豊田
 藤田源太郎 大字外坪

郡参事會員

明治二十四年四月一日郡制が施行せられてから、明治三十六年六月に至るまでは、名譽参事會員は四名であつて、其の三名は都會に於てその議員中より互選し、一名は府縣知事に於て、郡會議員若くは郡内町村公民の中から選任することに定められてゐたが、明治三十二年七月改正郡制の施行せられてから、名譽参事會員を一名増加し、全部都會に於て議員中から選出することになつた。

郡参事會員在職年數表

氏名	就職年月日	事由	勤績	備考
酒井惟一	明治三十八年十一月補充員ヨリ	満期退任	一年五ヶ月	

社本伊右工門	明治四十二年三月補充員ヨリ	全	二年
酒井覺朗	大正二年三月補充員ヨリ	全	二年二ヶ月
仙田愛之助	大正四年五月指名推選	辞任	一年十一ヶ月
藤田源太郎	大正八年四月改選當選	全	二年一ヶ月

郡會議員選舉資格者數 (一)

町村名	明治廿四年四月町村選舉人	大地主	備考
秋津・太田	二七	〇	明治二十四年四月町村選舉人ノ數不詳ニ付町村會議員ノ定數ヲ掲グ
小口・富成	二二	一	

郡會議員選舉資格者數 (二)

町村名	明治四十三年	大正四年	大正八年
大口村	六一	六〇八	六〇四

縣 會 議 員

明治十一年七月布告第十八號を以て、初めて府縣會規則を公布せられ、満二十才以上の男子で地租五圓以上を納むるものを選舉有権者と定め、地租十圓以上を納むる満二十五才以上の男子を被選舉人と定められた。
越えて明治二十二年地方自治制が定められ、全二十三年五月法律第三十五號で府縣制を公布せられた。其の議員の選舉方法は、縣民直接の選舉方法でなく郡會議員及郡參事會員合同で選舉する複選舉法であつた。それが明治三十二年三月法律第六十四號で府縣制改正の結果、複選舉法は改正せられ、縣民直接選舉に改められ、町村公民として直接國稅參圓以上を納むるものに選舉權を與へられ直接國稅五圓以上を納むるものは被選舉人なることが出来るやうになつた。更に大正十一年四月法律第五十五號で直接國稅を納むるものに納稅額撤廢と改められ、大正十五年六月二十四日法律第六十七號昭和四年四月十五日法律第五十七號を以て更に改正せられて普通選舉となり現在に至つた。

縣 會 議 員

自明治十四年一月至十五年二月 土田 彌十郎
 自明治十五年十月至十七年五月 土田 彌十郎
 自明治十五年十月至十七年五月 近藤 喜兵衛
 自明治十七年五月至十九年一月 丹羽 三九郎
 土田補闕
 五日市場村増田春造補闕

自明治十七年五月至十九年一月 近藤 德兵衛 小赤見村中野大進補闕
 自明治十七年五月至十九年一月 近藤 喜兵衛 近藤德兵衛補闕
 自明治十九年一月至二十一年一月 近藤 喜兵衛
 自明治二十一年一月至二十三年四月 丹羽 三九郎 西大海道村谷鉞太郎補闕
 明治三十六年九月改選 吉田 基治
 明治四十年九月改選 社本 伊右工門 後藤善六補闕
 明治四十四年九月改選 社本 伊右工門
 大正十二年九月改選 野田 正昇
 昭和二年九月改選 野田 正昇
 昭和六年九月改選 野田 正昇

縣 會 議 員 選 舉 有 權 者 數

年 次	有權者數	年 次	有權者數	年 次	有權者數	年 次	有權者數
明治三十九年	六〇六	大正二年	六〇〇	昭和二年	六〇〇	一、六三三	
明治四十年	六〇五	大正三年	五九六	大正十年	六〇〇	一、六三三	

衆議院議員

明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇

明治二十二年一月法律第三號を以て衆議院議員選舉法を公布し、直接國稅十五圓以上納付するものに選舉權を與へられたが、明治三十三年三月法律第七十三條に依り直接國稅十圓以上の納付者に改正せられ、大正八年五月法律第六十號に依り直接國稅參圓以上と改正せられ、次いで大正十四年五月五日法律第四十號を以て公布されたのが、現在の選舉法で所謂普通選舉と云はれるものである。

衆議院議員有權者數

年次	有權者數	年次	有權者數	年次	有權者數
----	------	----	------	----	------

第四節 租稅と財政

一、租 稅

租稅負擔一覽表

明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年
四二	四三	四〇	四四	四四	四三	四八
大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
四二	四二	四八	四三	三二	三三	三三
大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
六八	六八	六七	六四	七〇	六九	六五
昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一、六六	一、四八	一、四四	一、六六	一、六三	一、四〇	一、六一